

# 「マイプラン21」退職後保険制度一覧

※現職中に加入していることが条件です。

※この資料は保険の概要を説明したものです。  
 詳しい内容については、パンフレットをご覧ください。  
 当ホームページに掲載している内容は2023年の制度内容(2022年10月1日時点)のものであり、  
 最新の内容と異なる場合があります。  
 ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

定年退職される方へのご案内は、毎年12月頃を予定しております。  
 ※早期退職の場合、退職2カ月前までに教職員互助会へご連絡ください。(退職後保険制度を随時ご案内いたします。)

## ■特別会員に加入される方

制度名	保障内容	退職後制度の加入パターン	本人継続最高年齢	本人満了時保険年齢	加入範囲	加入条件	払方
マイプラン21 (一時金部分)	死亡・高度障害保険金	・本人:400万円、300万円、 200万円、100万円から選択 ・配偶者:100万円 ・71歳から一律100万円	79歳	80歳	本人 配偶者	69歳まで 年金部分とセット	【月払】
マイプラン21 (年金部分)	・死亡・高度障害・障害保険金・障害 初期給付金 ・不慮の事故の場合の給付	・本人:Mコース (保険金額430万円)のみ ・配偶者:400万円のみ ・子ども:1口(400万円)のみ	69歳	70歳	本人 配偶者 子ども	69歳まで 一時金部分とセット	
医療保険 (医療保障保険) (医療プランⅡ型) (普通傷害保険)	・病気やケガで入院した場合 ・ケガで通院した場合の給付	現職制度のまま継続	69歳	70歳	本人 配偶者 子ども	マイプラン21とセット	
医療費支援制度 (先進医療型)	・先進医療による療養を受けた場合 ・病気・ケガで1日以上入院をした場合 ・入院を伴わない手術や放射線治療を受けた 場合の給付		79歳	80歳	本人 配偶者 子ども	マイプラン21とセット	
新・重病克服支援制度	・特定疾病保険金 ・死亡・高度障害保険金		69歳	70歳	本人 配偶者	単独加入可	
入院充実保障保険	病気・ケガによる継続して 2日以上入院で1日目からの 入院給付金・手術給付金等						

注) 本人が教職員互助会の特別会員に加入されていない場合、次年への継続加入はできません。(2023年12月末で保障を終了)

※ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで

※ 配偶者、子どものみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※ 退職後保険制度に加入する場合は、保険金・給付金額が現職中制度の加入保険金・給付金額以下になるようにお選び下さい。

※ 医療保険は医療保障保険と医療プランⅡ型と普通傷害保険をセットしたものです。

※ 医療保障保険と医療プランⅡ型と普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

※ 医療費支援制度(先進医療型)において、対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※ マイプラン21は一時金部分と年金部分をセットしたものです。

※ マイプラン21(一時金部分)とマイプラン21(年金部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

※ それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

◎ 長期療養収入補償保険は退職月末で脱退の取り扱いとなります。

◎ 積立年金保険ご加入の方には、受取方法等についてのご案内が2月上旬に送付されますので、詳細はそちらをご覧ください。

■特別会員に加入されない方(個人扱)

現職制度名	退職制度名	保障内容	退職後制度の加入パターン・特徴	本人継続最高年齢	本人満了時保険年齢	加入範囲	加入条件	払方
マイプラン21 (年金部分)	80歳満了型退職コース	死亡・高度障害保険金	保険料率が加入時から満了時まで同一です。	79歳	80歳	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までマイプラン21(年金部分)に2年以上継続加入している必要があります。	【新年払】初回振込以降口座振替
	一時払退職者傷害保険	ケガによる1日以上の入院・通院のときの入院保険金・通院保険金等法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任保険金	健康告知なしで加入可能です。	-	加入時点から10年間	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までにマイプラン21に加入している必要があります。	加入時一時払
マイプラン21 (一時金部分)	退職後制度はありません							
長期療養収入補償保険	退職後制度はありません							
医療保険 (医療保障保険部分)	退職後医療保障保険	病気・ケガによる継続して2日以上入院で1日目からの入院給付金・手術給付金等	保険料率が加入時のまま継続できます。 ※退職後入院充実保障保険と同時加入する場合は通算して入院給付金日額5,000円が上限となります。	69歳	70歳	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までに医療保険(医療保障保険部分)に加入している必要があります。	【新年払】初回振込以降口座振替
				79歳	80歳			
医療保険 (医療プランⅡ型部分)	退職後医療プランⅡ型	病気・ケガによる継続して5日以上入院で5日目からの入院給付金・手術給付金等	保険料率が加入時のまま継続できます。	69歳	70歳	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までに医療保険(医療プランⅡ型部分)に加入している必要があります。	【新年払】初回振込以降口座振替
				79歳	80歳			
医療費支援制度 (先進医療型)	退職後制度はありません							
新・重病克服支援制度	退職後重病克服支援制度	・特定疾病保険金 ・死亡・高度障害保険金	・現職中に加入している保障額までは無告知で加入可能です。 ・特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。	79歳	80歳	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までに新・重病克服支援制度に加入している必要があります。	【新年払】初回振込以降口座振替
入院充実保障保険	退職後入院充実保障保険	病気・ケガによる継続して2日以上入院で1日目からの入院給付金・手術給付金等	・無告知で加入可能です。 ・疾病オプション、介護オプションは継続できません。 ※退職後医療保障保険と同時加入する場合は通算して入院給付金日額5,000円が上限となります。	79歳	80歳	本人配偶者	退職後制度に加入する直前までに入院充実保障保険に加入している必要があります。	【新年払】初回振込以降口座振替

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで
- ・保険料・制度内容等詳細については制度ごとのパンフレットをご一読ください。
- ・退職後保険制度に加入する場合は、保険金・給付金額が現職中制度の加入保険金・給付金額以下になるようにお選びください。
- ・記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- ・マイプラン21、医療保険(医療保障保険部分、医療プランⅡ型部分)、医療費支援型制度(先進医療型)、入院充実保障保険、新・重病克服支援制度の保険期間満了日はご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。
- ・80歳満了型退職コース、退職後医療保障保険、退職後医療プランⅡ型、退職後入院充実保障保険、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。